

申告書確認表【留意事項】

項目	No.	確認内容	留意事項
外国税額控除 別表六の二(二)	20	8欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の25欄の金額の合計額と一致していますか。 また、9欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の43①欄の金額の合計額と一致していますか。	No.20～No.23によっていない場合には、外国税額の控除額の計算に誤りが生じことがあります。
	21	11欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額（マイナスの場合は0）と一致していますか。	
	22	12欄、14欄又は15欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二(二)付表の8欄、9欄又は2欄の金額と一致していますか。	
	23	16欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の17欄の金額の合計額と一致していますか。 また、20欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の49欄の金額の合計額と一致していますか。	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 別表六の二(三)～(六)	24	次に掲げる場合、別表六の二(六)を作成していませんか。 ① 別表六の二(三)の当期税額基準額の計算において15欄の特例加算割合を適用している場合 ② 別表六の二(四)の当期税額基準額の計算において13欄又は14欄により計算された金額を適用している場合	特例加算割合等の適用を受ける場合には、平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除制度の適用を受けることはできません。
法人税の額から控除される特別控除額 別表六の二(二十五)	25	複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。	適用を受ける制度の税額控除可能額の合計額が、調整前連結税額の90%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は、調整前連結税額から控除せずに、各制度の繰越税額控除限度超過額として翌連結事業年度以後に繰越控除することとなります。
特定税額控除規定の適用可否の判定 別表六の二(二十六)	26	連結法人（連結親法人が中小連結親法人に該当するものを除きます。）が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。 ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度（平成30年6月6日以後に取得等をした場合に限ります。）	平成30年度税制改正により、次の要件のいずれにも該当しない場合には、左記の①から③までの制度の適用を受けることができないこととされています。 イ 各連結法人の継続雇用者給与等支給額の合計額が継続雇用者比較給与等支給額の合計額を超えること（又はこれらの支給額の合計額が0であること。）。 ロ 各連結法人の国内設備投資額の合計額が当期償却費総額の合計額の10%相当額を超えること。 ハ 特定対象年度の基準連結所得等金額がその前連結事業年度等の基準連結所得等金額の合計額以下であること。
繰越連結欠損金 別表七の二付表一	27	2欄の金額は、連結欠損金控除前の連結所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる連結事業年度を除きます。 ① 連結親法人が、当連結事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の連結事業年度（法第81条の9第8項第1号該当） ② 連結親法人の更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第2号該当） ③ 連結親法人の設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第3号該当）	平成28年度税制改正により、控除限度割合が50/100とされています。